平成２９年（フ）第２１号
福岡県柳川市間226番地　メゾンプレサス102号、住民票上の住所宮崎県日向市大字日知屋2438番地３
債務者　金丸　英樹
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３８号
札幌市白石区中央１条５丁目４番39号　フォレスト439―103号
債務者　小坂美由紀
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市国分敷根1189番地19
債務者　東鶴佐登美（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月29日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
北海道石狩市花川南５条３丁目25番地
債務者　髙橋　真也
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
長崎県大村市溝陸町1029番地230
債務者　金原　勇揮
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　義明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
富山市千成町16番28号
債務者　ファルスこと　澤井　敬一
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂林加奈子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
北海道岩見沢市８条東３丁目３番地　北栄ハウス102号
債務者　公文　義一
１　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１号
山口県岩国市平田６丁目23―45
債務者　寺川　勇次
１　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７２号
熊本市西区新土河原１丁目４番28号　フリーデンリーベ302
債務者　森　　貴志
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
岡山県笠岡市美の浜27番地24　レジデンス美の浜101
債務者　藤原　和恵
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５号
青森県五所川原市大字川山字森内56番地２
債務者　外崎磨瑳夫
１　決定年月日時　平成29年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
神奈川県平塚市札場町45番11号　太洋ハイツ101号
債務者　柳田　香乃
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５５号
和歌山県橋本市さつき台２丁目478番地の58シャン・ノールⅧ205号
債務者　萩原　瑠美
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７４号
和歌山県岩出市川尻238番地の17、前住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東579番地の２
債務者　山根木淳也
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
和歌山市三葛380番地　リーゼンラート三葛５Ｃ
債務者　小山　　圭（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
青森県むつ市文京町20番19号　グループホーム陽だまり
債務者　木皿　誠一
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係